

再審査の申立てに関する急決専決処分報告について

(人事室、交通局及び水道局関係)

労使関係に関する職員アンケート調査に係る不当労働行為救済申立事件の再審査の申立てについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市長において次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

平成25年5月15日

大阪市長 橋 下 徹

申立ての日、当事者及び 事 件 名	事 件 概 要
1 平成25年4月8日 2 申立人 大阪市 被申立人 大阪市労働組合連 合会ほか 3 中央労働委員会 不当労働行為救済再 審査申立事件	本市職員に対して行われた労使関係に関する職員アンケート調査は、被申立人らの組合員の思想信条の自由及びプライバシーの権利を侵害し、被申立人らの運営に介入する不当労働行為であるとして、被申立人らが、本市に対し、同アンケート調査を直ちに中止すること、既に収集された同アンケート調査の結果について調査及び集計をせずに直ちに廃棄すること並びに同アンケート調査を行ったことに関する謝罪文を掲示することを求めていた不当労働行為救済申立事件において、平成25年3月25日に、本市に対し、今後同アンケート調査のような不当労働行為を繰り返さないようにすることを約する文書を被申立人らに速やかに手交すべき旨の命令があり、同命令に不服があるので再審査の申立てを行ったもの

(参 考)

#### 地方自治法（抄）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意については、この限りでない。

省 略

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

省 略

#### 大阪市交通事業の設置等に関する条例（抄）

（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）

第7条 交通事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

(1)－(4) 省 略

(5) 審査請求その他の不服申立て、あつせん及び仲裁

#### 大阪市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（抄）

（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）

第7条 水道事業等の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

(1)－(4) 省 略

(5) 審査請求その他の不服申立て、あつせん及び仲裁